

①件名
福島県沖地震津波避難行動に関するアンケート調査の結果について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 平成28年11月22日に発生した福島県沖を震源とする地震による津波（以下、「福島県沖地震・津波」という。）の発生に伴い、本市では沿岸部の40,783世帯、92,752人を対象に避難指示を発令した。 津波避難の原則として、できるだけ徒歩避難するよう総合防災訓練などでも呼びかけているが、日和山周辺などで自動車避難による交通渋滞が発生し、避難者数は自主避難を含めて2,607人（聞き取り結果）であったことから、住民の避難の考え方について調査し、避難対策や啓発活動について検討する必要がある。</p> <p>【目的】 本調査は、福島県沖地震・津波に関する市民の避難行動について、本市、東北大学災害科学国際研究所、民間調査会社の共同で調査研究するもので、専門家の知見に基づく分析から、今後の津波避難対策の具体的方策を見出すため行うもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号） 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）</p> <p>【石巻市震災復興基本計画との整合性・位置付け：有・無】 施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり 1 新たな防災体制の構築 (3) 防災対策の見直し</p> <p>【個別計画との整合性】 石巻市地域防災計画 災害応急対策編（津波）第1節第3 避難行動 石巻市津波避難計画</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成28年12月 石巻市、東北大学災害科学国際研究所、(株)サーベイリサーチセンターによる共同調査研究の実施を決定 実施要領、調査項目の検討、調査票の作成</p> <p>平成29年 1月 調査票のポスティング開始～回収（2月9日到着迄）</p> <p>平成29年 2月 データの集計及び分析、報告書作成</p>

<p>⑤主な内容</p>
<p>調査対象・調査内容等</p> <p>1 調査対象 本庁地区の今次津波 1 m以上の浸水区域に居住する世帯を対象に、調査員が無作為にポスティングした 5, 0 0 0 世帯</p> <p>2 調査期間 平成 2 9 年 1 月 1 4 日～2 月 9 日</p> <p>3 調査項目 (1) 警報等の認知と手段、津波危険性の予測について (2) 避難行動の有無や判断基準、開始時刻などについて (3) 避難手段や車避難の理由、渋滞目撃情報などについて (4) 総合防災訓練や東日本大震災の経験活用について (5) 日ごろの備え</p> <p>4 回答数（回収率） 2, 1 6 9 件／5, 0 0 0 件（4 3. 4 %）</p> <p>5 調査結果 別添「2 0 1 6 年 1 1 月 2 2 日 福島県沖地震・津波避難行動に関するアンケート調査結果報告書」の分析・考察より (1) 避難指示や津波警報が出ていたにも関わらず、避難実施率は約 4 割に留まる。 (2) 避難指示ではなく、津波警報の発表が、避難行動開始の主要なトリガーになっていた。 (3) 徒歩避難の原則の中で、車避難が 5 割を超えていた。さらに、車による渋滞が発生していた場所、言い換えれば重点的に対策すべきエリアが明らかになった。 (4) 防災行政無線による情報収集が未だ高い割合を占める。 (5) 東日本大震災の教訓や総合防災訓練が活かされた住民と、活かされなかった住民が存在していた。</p>
<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 本調査で浮彫りになった問題点や避難行動の分析結果を基に具体的な津波避難対策を検討する他、市民等への啓発活動に研究成果を活用することができる。 〔津波避難対策の取組方針〕 1 「津波避難の原則」等、津波避難の基本について市民等に対する啓発を強化する。 2 自動車避難対策を検討する会議組織を設置する方向で、関係機関との調整を実施する。</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>県は、福島県沖地震・津波で、沿岸の市町ごとにばらつきがあった避難勧告・指示の発令状況や対象範囲を検証し、津波対策ガイドラインの見直しを検討することになっている。 また、互理町でも東北大学災害科学国際研究所と共同で住民アンケート調査を実施している。</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成 2 9 年 3 月 市ホームページで公開、報道機関に情報提供、市報掲載</p>
<p>⑨その他</p>

